

**飯舘村原発被害対応と暮らし・環境復興・再生プロジェクト提案 NO2**

糸長浩司（日本大学教授、飯舘村後方支援チーム代表、  
NPO 法人E A S代表）

この度の東京電力福島原発事故による被害の甚大な影響、混乱、緊急的かつ長期的対応にご苦労されていることを御見舞申し挙げます。

飯舘村後方支援チームは地震発生時より、継続的に村行政及び村民への支援活動を進めてきています。村への情報提供、国内外への飯舘村の惨状の発信、放射線量率の測定調査に基づく避難助言、義援金の提供、放射線量計の提供、村民団体への活動助言、活動支援金の提供等、多くの支援活動を行ってきました。今後の、継続的に支援をしたいと思っています。

原発事故の収拾の見通しが立たない中で、飯舘村が計画的避難区域となり、今後の村づくりに関して苦慮していることを同感致します。飯舘村の放射能汚染状況は、私達の調査結果及び文科省の5月6日に発表した資料にもありますように、チェルノブイリレベルでの深刻な汚染状況と判断せざるを得ないと思います。このような状況下で、長期的に飯舘村に村民が留まることのリスクは高く、一刻も早く、より安全な村外に避難し、生活再建、村の再建を図ることをお勧めします。福島市内、郡山市内でも、部分的には放射能汚染状況はチェルノブイリレベルの箇所もあり、より遠くに避難地、避難村の設置を希望します。村が現在、進めている村内での建物内での就業維持に関しては、後方支援チームとしては賛成できません。

飯舘村での放射能汚染が収拾するための、モニタリングに基づく、除染等の努力をしながら、短期的な環境改善は非常に難しいと思われれます。これはチェルノブイリの経緯を見ても推察できます。気候、土質等の相違があり、一概には断定できませんが、飯舘村での帰村は相当の年月を有するというシナリオを考えることが必要です。

最善のシナリオと最悪のシナリオの両方を持って、ことに当たるのが、長期的なリスクを回避する最善の方法だと思います。このことは、現在の東電と国による、原発事故の収拾対策でのリスク管理の不備、シナリオ想定 of 甘さによる後手後手の状況をみれば明らかです。森林の多い飯舘村で放射能汚染状況を考えると、除去の難しさは相当あり、最悪のシナリオとして長期的な避難を覚悟した、村の再生と復興、次世代への復興と再生の継承をしていくシナリオを明確にしていくことが望まれます。

当然、短期的避難、一次二次避難、そして、三次～長期・恒常的避難に関する施策を展開する必要があります。その施策の展開は、飯舘村の今までの村づくりの歴史を生かし、村民参画による、まていな村の再生として実施する必要があります。今回の大災害で、いち早く村外避難をした村民達も多く、他地域での分散避難生活が続いています。これらの避難村民との連絡を取り合い、災害前の飯舘村全員の参画での村の再生を図ることが基本です。

そのためにも、その復興の拠点となる、安全な場所での、「まていな避難村」（飯舘村の分村）の建設を提案します。数個の分村を建設し、それらを交通と通信ネットワークでつなぐことで、ネットワーク型の飯舘村再生が可能と思います。

以上の点を基本的姿勢として、村と村民との協働で、以下の具体的な対策を実施されることを提案をいたします。

## 1. 村民の長期的な健康リスク対応策／健康管理手帳

- ①国に、村民全員の「放射能対策健康管理手帳」（仮称）を発行させる。  
3月15日以降の村民の居住場所、期間、推計累積放射能被曝量、食事履歴、健康状態を明記する。
- ②そのためには、事前に、村独自の「健康管理手帳」を作成し、村民に配布。
- ③今後の国、東電との健康被害補償交渉にとって重要な村民の証拠書類になる。
- ④「ホール・ボディー・カウンター」装置で村民全員（避難者も含む）の内部被曝量を把握する。そのための器械使用を県、国、東電に要請する。  
特に、子ども、妊婦に関して優先的に実施する。

## 2. 環境基本法を至急改正することを国に要請する

今回の放射能汚染に伴う村民の長期的健康被害は、水俣病以上の放射能公害問題として取り扱うべき状況になりつつあります。この問題は、飯舘村村民だけの問題ではありません。

大気、土、水を東京電力という一企業により広範囲に放射能汚染させた状況は、「放射能公害」であり、国レベルでは環境省を核とした、補償を含めた総合的継続的モニタリングと対策が必至です。しかし、現行の環境基本法では、第13条（放射性物質による大気の汚染等の防止）「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」とあり、環境省は埒外におかれ、経済産業省と文科省の原発推進省の管轄という歪んだ法律となっています。一日も早く法律を改正し、国レベルでは環境省での環境への放射能汚染対策と、国民の健康リスク回避と補償の行動を起こすべきです。それが早急に難しい場合には、第3（国の責務）「国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づいての対策を早急に図ることを国に要請する必要があります。

## 3. 村内に残って働く村民、行政職員の健康リスク対策

- ①1の健康リスク対策を優先的に行う。  
現在の内部被曝量と外部被曝量を併せた推定累積被曝量を確定してから、就業を開始する。
- ②就業前には、原発作業員と同様に、放射能リスクに関する研修を受ける。
- ③現在の村内での外の放射線量率は高低差があるが、警戒区域の値をこえる箇所も多くあり、この状況で働くことは、例え建物内が低い値で確保されていても、リスクが高い。一種の原子炉施設で働く環境と類似している。  
原子炉施設で働く労働者と同等の健康管理システムと、労働災害認定に関する手続きを明確にした上で就業を開始する。
- ④計画的避難区域での就業に関して、国が認めた状況下で、継続就業による発がん等が発生した場合、労災認定等での補償に関しての責任を明確にしておく。汚染発生責任者としての国及び東電の責任を明確にしておかないと、村が負担をしなければならない可能性が出て来る。
- ⑤全員に累積放射線量計を24時間携帯させ、想定時から、1mシーベルトを越える毎に、健康チェックを行い、就業継続の意志を確かめる。

⑤累積量の5ミリシーベルトは、放射線管理区域の安全基準値であり、かつ、原発作業員で白血病などの労災認定の最低基準値でもあるので、5ミリシーベルトに達した場合は、再度、労働者に就業継続の意志を問う。また、労災等を含めた対応を明確にする。

⑦以上の就業規則に関しては、経営者に徹底して指導、助言を村の責任で行う。

#### 4. こどもの安全確保と、疎開学校の開設、サマー疎開・キャンプの勧め

①子ども達の放射能被曝による健康リスクを少なくするためには、できるだけ放射能線量の少ない地域に疎開させる。親の仕事の関係で遠くへの移動が難しい子どもに関しては、合宿形式の疎開学校を実施する。

疎開学校を、教員も一緒に行って開校する。

②川俣町内での小学校の除染の徹底

疎開授業が好ましいが。現在のまま、川俣町内の学校への通学を維持するのであれば、校庭及び周囲の徹底した放射能モニタリングと除染を、川俣町と共同で徹底して行う。

③子ども達の累積被曝量を少なくするために、県外の安全な地域で夏休み期間に子ども達を非難させ、サマーキャンプ等を実施し、リフレッシュを図る。飯舘村の子ども達は以前より、サマーキャンプの経験もあるので、遠隔地でも十分対応できる。全国のNPO等にこの実施に関して、後方支援チームは働きかけており、村、村民の「負けねど飯舘」で受け皿を明確にしてくれればよりスムーズに実施可能である。

#### 5. 避難先での、まていな避難村（飯舘分村）及びネットワークの構築

避難先で、落ち着いた生活と生業ができる環境を、早急に整える。中・長期的期間の滞在もあり得ることを想定し、避難環境は、仮設の村を想定した総合的な避難環境を整備確保する。その場合は、避難先での居住環境を家族で確保できるようにする。集落単位でまとまった公営住宅等に入居出来れば良い。それが難しい場合で分散居住になっても、村人が協働で働く場所、交流場所を数カ所用意する。

まていな避難村は、数カ所建設してもよい。広大な土地を確保することは、現段階では不可能であろう。放射線量率の低い、福島県の西部、県外の安全な箇所、特に、安心して農業のできる箇所を探し、そこの自治体と協力して、本格的な、まていな避難村を建設する。今までの飯舘村のまていな村づくりの発信基地として意義を持たせる。数カ所あってもよい。

##### ①まていな避難村づくり

費用は、国と東電の出資で、福島県内に確保。既存の工場や農林地の活用もある。

村民は、村営のマイクロバスで、職場に通勤する。

かつての三宅島の全島避難で、東京の八王子市周辺に島民は分散居住したが、三宅島農場を八王子に東京都所有の土地に確保し、島民はそこに通い、職場とコミュニケーションがとれて、避難暮らしの日常性と精神的安定が確保できた。

##### ■飯舘村共同農場の開設（一次産業）

牧場、水田、畑地、里山での農業、農産物の加工場の確保。

この場所で、分散居住地からの避難村民は通って、仕事をする。当然、月給等は支給される。経営は、村営か、あるいは、協働組式的、農業法人化で対応。農協等の関与共同の集会室等も設置。

■飯館村共同工場の開設（二次産業）

飯館村の工場の機械、装置を移転させ、協働の仕事場とする。  
 経営は、個人経営、共同経営、村営等・・・の村の商工会の関与。  
 共同の集会室等も設置。

■飯館村共同市場（三次産業）

飯館村の商業者達が共同で市場を創設。飯館村共同農場で生産した生産物や、加工品等を販売する。もちろん、生活日用品等も扱う。

■仮設飯館村役場と子ども館（教育と行政）

小中学校が併設して設置できれば良いが難しい。  
 役場機能と、村民の子ども達の憩い、親子の交流の場として活用。  
 情報交換も含めて。

■避難村民の避難先に関する情報システムを確立すること。インターネット、FAX、携帯電話を活用した、総合的な情報システムを確立すること。



図 までいな避難村のイメージ

②避難した村民のネットワークと村再生の情報発信

村外、県外に個別に避難した村民に対して、情報、村の現況、避難村の状況や、季節毎での村内、集落内行事等の実施に関しての情報等を発信できるようにする。

そのためには、避難者の連絡先、ウェブサイト等の情報を収集し、それを介したネットワークを構築し、バーチャルな飯館村の構築する。

情報に関しての多様な手段を持たない高齢者に関しては、村新聞、広報等を発送する。これらのネットワーク活動に関しては、『負けねど飯館』の村民団体と協働して勧める。

## 6. 飯舘村放射能汚染調査と修復事業の総合的継続的展開

### (一日も早く帰村できるためのプロジェクト)

飯舘村の汚染状況の徹底した調査と土壌等環境修復事業を、国、東電の費用で、村民参加での村営で実施する。放射能調査・修復事業を村の「産業」として実施する。ただし、従事する村民は、放射能被曝リストを伴うので、徹底した教育、訓練を実施し、専門技能者として育成する。外部からの放射能調査、修復試験に関しては、受託業務として事業展開をする。

一日も早く、村に帰村できる環境を明確にしていく。全村でないとしても、部分的段階的な帰村の客観的な条件を明確にするための事業を実施する。

### ■「飯舘村復興再生機構」(村、村民、研究者、事業者等)の設置と事業内容

費用は、東電、国、県からの資金提供+民間寄付等を充てる。

- ①調査・モニタリング：各地点の空中被曝量、 対策の検討  
土地利用種目別 (宅地・畑・田・森林・水系等)  
放射性物質別ベクレル量等)
- ②研究 (データの解析、国際的研究交流、物理学、放射線学、  
土壌学、生物・生態学、ランドスケープ学、ファイトリメディエーション学、農林学、  
建築・農村計画学、環境社会学、環境法学、原発災害学)  
→ 総合的放射能対策研究機関の創設
- ③試験的修復技術適用=放射能汚染修復再生実験機構の設置
  - ・土壌改良・汚染土の除去・放射性物質吸着などの手法・技術検討
  - ・菜種、麻、キノコ等の植物によるファイトリメディエーション
  - ・ゼオライト等による鉱物浄化(吸着)修復
  - ・汚染度合いの高い土壌の集積等
  - ・牧草地、畑地、森林、宅地等の放射能汚染浄化技術の開発と適用
  - ・汚染水 (河川、溜池、ダム) の除染技術の開発と適用
- ④上記の修復技術の開発のためには、村内のモデル的農家、農園、森林を確定し、継続的、総合的なモニタリングと除染等の事業を展開する。
- ⑤教育と広報普及事業
  - ・避難村民の健康相談、  
精神面を含む健康管理、低量放射能被曝対策
  - ・放射能環境教育 (内外被曝問題、対処、チェルノブイリ問題、暮らし方)
  - ・避難地での暮らしと生活への支援、個別の避難先の情報提供
  - ・将来を含む健康被害補償への対応 (法的・政治的)
  - ・広報 (行政、村民に的確な情報提示)
- ⑥村民の暮らしと命を守るための法制度、保障システム提案
- ⑦原発公害復興基金の創設 (国、東電、義援金等)